

関係団体ヒアリング ご説明資料

平成30年3月23日
一般社団法人生命保険協会

1. かんぽ生命と民間生保の競争関係 – 通計部分引上げによる影響 –

- 平成28年度業績では、民間生保（かんぽ生命を除く40社）は、個人保険の件数・保険金額ともに前年実績を下回る中、**かんぽ生命はいずれにおいても民営化後最大の実績を残しており、通計部分引上げによる影響を伺わせる**ものである
- 一方、平成29年度業績は、年度途中段階（第3四半期段階）においては、かんぽ生命・民間生保ともに前年実績を下回っている
- ただし、**短期的な新契約業績トレンドは料率改定等の要因に大きく影響を受ける**ため、かんぽ生命が前年実績を下回っていることだけをもって通計部分引上げによる影響がないと直ちに判断することは適切ではない

■ かんぽ生命・民間生保の業績（新契約件数・保険金額（個人保険））

	平成28年度業績				平成29年度（第3四半期末）業績			
	件数 （万件）	前年比(%)	保険金額 （億円）	前年比(%)	件数 （万件）	前年比(%)	保険金額 （億円）	前年比(%)
かんぽ生命	244.1	101.8	78,474	109.5	134.7	74.0	42,602	72.4
民間生保	1686.1	96.4	606,314	97.5	1165.5	94.3	367,894	86.7

※各社公表資料等をもとに作成

※民間生保の平成29年度業績は、1社が数値未確定のため、同社除きの業績を記載

◆「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）」

（前略）この仕組みに関しては、かんぽ生命保険におけるシステム対応やリスク管理あるいは**他の生命保険会社に与える影響等の面で、特段の問題が生じないことを見極めた上で**、保険商品に対する利用者のニーズの変化や同社の今後の経営戦略等も考慮して、将来的に更なる緩和を検討することは考えられる。

2. 公正な競争条件の確保

- 当会としては、公正な競争条件が確保されない中でのかんぽ生命の業務範囲拡大については容認できない旨を繰り返し主張するとともに、完全民営化への道筋を早期に示していただきたい旨を繰り返し要望してきた
- かんぽ生命株式会社については、平成27年11月の上場に際して11%の株式売却がなされたものの、それ以降、**株式の追加売却は進んでおらず、また、完全民営化に向けた道筋も示されていない**
- このような状況にも関わらず、現実には段階的にかんぽ生命の業務範囲は拡大しており、実際に市場にも影響を及ぼしているものと考えており、当会としては到底容認できるものではない
- 市場に影響を及ぼしかねない業務範囲拡大（規制緩和）は、かんぽ生命株式の完全売却を着実に実行し、**民間生保との公正な競争条件の確保が実現した段階で検討すべき**と考える

◆「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）」

V 今後の郵政民営化の推進の在り方 – 金融二社–

1 民営化の推進と規制緩和

（前略）ただし、郵政民営化法上、両社の業務範囲等にはそれぞれ銀行法、保険業法の上乗せ規制が設けられ、**民営化当初は原則として公社時代と同一とし、民営化の進捗に応じてその緩和を図ることとされている**ため、（後略）

V 今後の郵政民営化の推進の在り方 – 金融二社–

2 業務等規制に対する考え方

(3) 限度額規制に対する考え方

（前略）この規則についても、郵政民営化法の基本的考え方、及び状況に変化に応じて政令で柔軟に定めることとしていることに鑑みれば、業務制限についてと同様、基本的には、**郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべきもの**と考える。（後略）

3. 郵政民営化に関する生命保険協会の基本認識

(1) 日本郵政グループと民間生命保険会社が双方の強み・特徴を認識し、適切に補完しあうことが重要

- 日本郵政グループの強みは、約2万4千局の郵便局ネットワーク・消費者との密接な接点等であり、かんぽ生命の商品は、簡易な手続きで一定範囲の保障を確保できる特徴を有している。
- 日本郵政グループの企業価値向上に向けては、民間生命保険会社が多くの年月やコストをかけて築き上げてきた商品やインフラ等を活用することが合理的であり、国民経済的な観点からも望ましい。
- 既に様々な取組み・検討が進められている民間生命保険会社との提携関係を進展させていくことが重要。

(2) かんぽ生命の業務範囲の拡大にあたっては、株式完全売却を通じた公正な競争条件の確保、業務内容に応じた適切な態勢整備が必要

- かんぽ生命に対する実質的な政府出資が存在し、また完全民営化に向けた道筋も示されていない現状では、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」が実現しているとは言えず、業務範囲を拡大する環境は未だ整っていない。
- 業務範囲の拡大にあたっては、上記、公正な競争条件の確保に加え、拡大する業務の内容や規模に応じた適切な態勢整備が必要。